

各添加物の使用基準及び保存基準（平成27年9月18日改正まで記載）
 （厚生省告示第370号 食品、添加物等の規格基準より抜粋）

（注）記載のない場合は対象食品の規制はない。

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
亜塩素酸水	殺菌料	精米 豆類 野菜(きのこ類を除く) 果実 海藻類 鮮魚介類(鯨肉を含む) 食肉 食肉製品 鯨肉製品 上記食品の保存品	0.40g/kg浸漬液又は噴霧液	最終食品の完成前に分解し、又は除去すること 保存品とは塩蔵、乾燥その他の方法により保存したもの
亜塩素酸ナトリウム	漂白剤	かんきつ類果皮(菓子製造に用いるものに限る)		最終食品の完成前に分解し、又は除去すること
	殺菌料	さくらんぼ ふき ぶどう もも かすのこの加工品(干しかすのこ及び冷凍かすのこを除く。) 生食用野菜類 卵類(卵殻の部分に限る。)	0.50g/kg浸漬液	
亜酸化窒素	製造用剤	ホイップクリーム類(乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。)		
アジピン酸	酸味料			
亜硝酸ナトリウム	発色剤		亜硝酸根としての最大残存量	
		食肉製品 鯨肉ベーコン	0.070g/kg	
		魚肉ソーセージ 魚肉ハム	0.050g/kg	
		いくら すじこ たらこ	0.0050g/kg	
L-アスコルビン酸	強化剤 酸化防止剤			
L-アスコルビン酸2-グルコシド	強化剤			
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	強化剤			
L-アスコルビン酸ナトリウム	酸化防止剤			
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル				
アスパラギナーゼ	製造用剤			
L-アスパラギン酸ナトリウム	調味料 強化剤			
アスパルテム	甘味料			
アセスルファムカリウム	甘味料	砂糖代替食品	15g/kg	特別の用途表示の許可又は承認を受けた場合はこの限りではない
		チューインガム	5.0g/kg	
		あん類 菓子(除チューインガム) 生菓子	2.5g/kg	
		アイスクリーム類 ジャム類 たれ 漬物 氷菓 フラワーペースト	1.0g/kg	
		栄養機能食品(錠剤に限る)	6.0g/kg	
		果実酒、雑酒 清涼飲料水 乳飲料 乳酸菌飲料 はっ酵乳 (希釈して飲用に供する飲料水 その他の食品	0.50g/kg	
アセスルファムカリウム 続き			0.35g/kg	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
アセチル化アジピン酸架橋デンプン	糊料			
アセチル化酸化デンプン				
アセチル化リン酸架橋デンプン				
アセトアルデヒド	香料			着香の目的以外の使用不可
アセト酢酸エチル				
アセトフェノン				
アセトン	製造用剤	ガラナ豆 油脂		ガラナ飲料を製造する際のガラナ豆の成分を抽出する目的及び油脂の成分を分別する目的に限る。 最終食品の完成前に除去すること。
アゾキシストロピン	防かび剤	かんきつ類(みかんを除く)	最大残存量 0.010g/kg	
アドバンテーム	甘味料			
アニスアルデヒド	香料			着香の目的以外の使用不可
β-アポ-8'-カロテナール	着色料			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない
(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	香料			着香の目的以外の使用不可
アミルアルコール				
α-アミルシンナムアルデヒド				
DL-アラニン	調味料 強化剤			
亜硫酸ナトリウム	漂白剤 保存料 酸化防止剤		二酸化硫黄としての 残存量	ごま、豆類及び野菜に使用してはならない 使用基準に従って亜硫酸塩等を使用したかんびょう、乾燥果実等左にあげた食品を用いて製造加工された「その他の食品」であって二酸化硫黄としての残存量が0.030g/kg以上残存している場合は、その残存量以下
		かんびょう	5.0g/kg未満	
		乾燥果実(干しぶどうを除く)	2.0g/kg未満	
		干しぶどう	1.5g/kg未満	
		コンニャク粉	0.90g/kg未満	
		乾燥じゃがいも	0.50g/kg未満	
		ゼラチン ディジョンマスタード		
		果実酒(果実酒の製造に用いる酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.35g/kg未満	
		雑酒		
		キャンデッドチェリー 糖蜜	0.30g/kg未満	
		糖化用タピオカでんぷん	0.25g/kg未満	
		水あめ	0.20g/kg未満	
		天然果汁(5倍以上に希釈して飲用に供するもの)	0.15g/kg未満	
		甘納豆 煮豆	0.10g/kg未満	
		えび 冷凍生かに	0.10g/kg未満(そのむき身につき)	
その他の食品(キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビール製造に用いるホップ並びに果実酒に用いる果汁、酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.030g/kg未満			
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	酸味料 強化剤			
アルギン酸アンモニウム	糊料			
アルギン酸カリウム	糊料			
アルギン酸カルシウム	糊料			
アルギン酸ナトリウム	糊料			
アルギン酸プロピレングリコールエステル	糊料		1.0%	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
安息香酸	保存料		安息香酸として	
安息香酸ナトリウム		キヤビア	2.5g/kg	マーガリンにあつては、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム又はこれらのいずれかを含む製剤を併用する場合は、安息香酸としての使用量およびソルビン酸としての使用量の合計が1.0g/kg以下
		マーガリン	1.0g/kg	
		清涼飲料水 シロップ しょう油	0.60g/kg	
		(以下、安息香酸ナトリウムの場合のみ)		
	菓子の製造に用いる果実ペースト(果実をすり潰し、又は裏ごしてペースト状にしたもの) 菓子製造に用いる果汁(濃縮果汁を含む)	1.0g/kg		
アントラニル酸メチル	香料			着香の目的以外の使用不可
アンモニア	製造用剤			
アンモニウムイソバレレート	香料			着香の目的以外の使用不可
イオン	香料			着香の目的以外の使用不可
イオン交換樹脂	製造用剤			最終食品の完成前に除去すること
イソアミルアルコール	香料			着香の目的以外の使用不可
イソオイゲノール				
イソ吉草酸イソアミル				
イソ吉草酸エチル				
イソキノリン				
イソチオシアネート類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く)				
イソチオシアン酸アリル				
イソバレラルデヒド				
イソブタノール				
イソブチルアルデヒド(別名イソブタノール)				
イソプロパノール	香料 製造用剤		最大残存量	着香の目的以外の使用不可 抽出の目的以外の使用不可
		ホップ	20g/kg(ホップ抽出物1kgにつき)	ホップ抽出物は、ビール及び発泡酒(発泡性を有する酒類を含む。)の製造に当たり、麦汁に加えるものに限る
		魚肉	0.25g/kg(魚肉たん白濃縮物1kgにつ	魚肉たん白濃縮物とは、魚肉から水分及び脂肪を除去したもの。
		その他の食品	0.2g/kg(抽出後の食品及びこれを原料とした食品1kgにつき)	抽出後の食品及びこれを原料とした食品には、上記ホップ抽出物又は魚肉たん白濃縮物を原料としたものは含まれない。
イソペンチルアミン	香料			着香の目的以外の使用不可
L-イソロイシン	調味料 強化剤			
5'-イノシン酸二ナトリウム	調味料			
イマザリル	防かび剤		最大残存量	
		かんきつ類(みかんを除く)	0.0050g/kg	
		バナナ	0.0020g/kg	
インドール及びその誘導体	香料			着香の目的以外の使用不可
5'-ウリジル酸二ナトリウム	調味料			
γ-ウンデカラクトン	香料			着香の目的以外の使用不可
エステルガム	チューインガム 基礎剤	チューインガム		チューインガム基礎剤以外の用途に使用不可
エステル類	香料			着香の目的以外の使用不可
2-エチル3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル3,6-ジメチルピラジンの混合物				
エチルバニリン				
2-エチルピラジン				
3-エチルピラジン				
2-エチル-3-メチルピラジン				
2-エチル-5-メチルピラジン				
2-エチル-6-メチルピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可
5-エチル-2-メチルピラジン				
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	酸化防止剤		エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウムとして	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウムについては、最終食品の完成前にエチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウムにしなければならない
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム		缶詰又は瓶詰の清涼飲料水 その他の缶詰又は瓶詰食品	0.035g/kg 0.25g/kg	
エーテル類	香料			着香の目的以外の使用不可

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
エリソルビン酸	酸化防止剤	魚肉ねり製品(魚肉すり身を除く)パン		魚肉ねり製品(魚肉すり身を除く)及びパンにあつては、栄養の目的に使用してはならない その他の食品にあつては、酸化防止の目的以外に使用してはならない
エリソルビン酸ナトリウム		その他の食品		
エルゴカルシフェロール	強化剤			保存基準: 遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換し、冷所に保存する
塩化アンモニウム	膨張剤			
塩化カリウム	調味料			
塩化カルシウム	強化剤 豆腐用凝固剤		カルシウムとして1.0% (特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的以外の使用不可
塩化第二鉄	強化剤			
塩化マグネシウム	豆腐用凝固剤 製造用剤 強化剤			
塩酸	製造用剤			最終食品の完成前に中和又は除去すること
オイゲノール	香料			着香の目的以外の使用不可
オクタナール	香料			着香の目的以外の使用不可
オクタン酸エチル	香料			着香の目的以外の使用不可
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	糊料			
オルトフェニルフェノール	防かび剤		オルトフェニルフェノールとしての最大残存量	
オルトフェニルフェノールナトリウム		かんきつ類	0.010g/kg	
オレイン酸ナトリウム	被膜剤	果実及び果菜の表皮		被膜剤の用途に限る
過酸化水素	漂白剤 殺菌剤			最終食品の完成前に分解又は除去すること
過酸化ベンゾイル	小麦粉処理剤	小麦粉		ミョウバン、リン酸のカルシウム塩類、硫酸カルシウム、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム及びデンプンのうち1種以上を配合して希釈過酸化ベンゾイルとして使用すること
カゼインナトリウム	製造用剤			
過硫酸アンモニウム	小麦粉処理剤	小麦粉	0.30g/kg	
カルボキシメチルセルロースカルシウム	糊料		2.0%	カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム、デンプンリン酸エステルナトリウム及びメチルセルロースの1種以上と併用する場合は、その使用量の和が2.0%以下
カルボキシメチルセルロースナトリウム				
β-カロテン	着色料 強化剤			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない 保存基準: 遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換して保存する
カンタキサンチン	着色料	魚肉ねり製品(かまぼこに限る)	0.035g/kg	はんぺん、さつま揚げ、ツナハム、魚肉ソーセージ及びこれらの類似品は除く
ギ酸イソアミル	香料			着香の目的以外の使用不可
ギ酸ゲラニル				
ギ酸シトロネリル				
希釈過酸化ベンゾイル	小麦粉処理剤	小麦粉	0.30g/kg	
キシリトール	甘味料			
D-キシロース	甘味料 製造用剤			
5'-グアニル酸二ナトリウム	調味料			
グアヤク脂	酸化防止剤	油脂 バター	1.0g/kg	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
クエン酸	酸味料			
クエン酸イソプロピル	酸化防止剤	油脂 バター	クエン酸モノイソプロピルとして0.10g/kg	
クエン酸三エチル	乳化剤 安定剤	通常の食品形態でない食品(カプセル及び錠剤(チュアブル錠を除く)に限る)	3.5g/kg	通常の食品形態でない食品に菓子類は含まれない
		液卵(殺菌したものに限る) 乾燥卵(液卵を乾燥して製造したものに限る)	2.5g/kg	
		清涼飲料水	0.2g/kg(希釈して飲用に供する清涼飲料水にあつては、希釈後の清涼飲料水として)	
	香料			
クエン酸一カリウム	調味料			
クエン酸三カリウム				
クエン酸カルシウム	強化剤 製造用剤		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	
クエン酸第一鉄ナトリウム	強化剤			
クエン酸鉄				
クエン酸鉄アンモニウム				
クエン酸三ナトリウム	調味料			
グリシン	調味料 強化剤			
グリセリン	製造用剤			
グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤			
グリセロリン酸カルシウム	強化剤		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	栄養目的以外の使用不可
グリチルリチン酸二ナトリウム	甘味料	しょう油 みそ		
グルコノデルタラクトン	酸味料			
グルコン酸(グルコン酸液)				
グルコン酸亜鉛	強化剤	母乳代替食品	標準調乳濃度に調乳したとき、亜鉛として6.0mg/L(厚生大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除く)	
		特定保健用食品・栄養機能食品	15mg/当該食品1日摂取目安量(亜鉛として)	
		特別用途表示のの許可又は承認を受けた食品(病者用のものに限る)		
グルコン酸カリウム	酸味料			
グルコン酸カルシウム	強化剤		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	栄養目的以外の使用不可
グルコン酸第一鉄	色調安定剤 強化剤	オリーブ	鉄として0.15g/kg	
		母乳代替食品 離乳食品 妊産婦・授乳婦用粉乳		
グルコン酸銅	強化剤	母乳代替食品	標準調乳濃度に調乳したとき、銅として0.60mg/L(厚生大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除く)	
		特定保健用食品・栄養機能食品	5mg/当該食品1日摂取目安量(銅として)	
グルコン酸ナトリウム	酸味料			
グルタミンバリングリシン	調味料			
L-グルタミン酸	調味料 強化剤			
L-グルタミン酸アンモニウム	調味料			
L-グルタミン酸カリウム	調味料			
L-グルタミン酸カルシウム	調味料		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	
L-グルタミン酸ナトリウム	調味料 強化剤			

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
L-グルタミン酸マグネシウム	調味料			
ケイ酸カルシウム	製造用剤	特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤		母乳代替食品及び離乳食に使用してはならない
		その他の食品	2.0% (微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和)	
ケイ酸マグネシウム	製造用剤			油脂のろ過助剤以外の用途に使用してはならない。 最終食品前に除去すること。
ケイ皮酸	香料			着香の目的以外の使用不可
ケイ皮酸エチル				
ケイ皮酸メチル				
ケトン類				
ゲラニオール				
高度サラシ粉	殺菌剤 漂白剤			
コハク酸	酸味料			
コハク酸一ナトリウム	調味料			
コハク酸二ナトリウム				
コレカルシフェロール	強化剤			保存基準：遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換し、冷所に保存する
コンドロイチン硫酸ナトリウム	保水剤	マヨネーズ ドレッシング	20g/kg	
		魚肉ソーセージ	3.0g/kg	
酢酸	酸味料			
酢酸イソアミル	香料			着香の目的以外の使用不可
酢酸エチル	香料 製造用剤	アルコール 酵母エキス 酢酸ビニル樹脂		着香の目的以外の使用不可 ただし、酢酸エチルを次のそれぞれに使用する場合を除く 柿の脱渋に使用するアルコール、結晶果糖の製造に使用するアルコール、香辛料の顆粒若しくは錠剤の製造に使用するアルコール、コンニャク粉の製造に使用するアルコール、ジブチルヒドロキシトルエン若しくは、ブチルヒドロキシアニソールの溶剤として使用するアルコール又は食酢の醸造原料として使用するアルコールを変性する目的で使用する場合。 酵母エキス(酵母の自己消化により得られた水溶性の成分をいう)の製造の際の酵母の自己消化を促進する目的で使用する場合。(最終食品の完成前に除去しなければならない) 酢酸ビニル樹脂の溶剤の目的に使用する場合。
酢酸カルシウム	保存料 安定剤 PH調整剤			
酢酸ゲラニル	香料			着香の目的以外の使用不可
酢酸シクロヘキシル				
酢酸ントロネリル				
酢酸シンナミル				
酢酸テルピニル				
酢酸デンプン	糊料			
酢酸ナトリウム	製造用剤 調味料 酸味料			
酢酸ビニル樹脂	チューインガム 基礎剤 被膜剤	チューインガム		チューインガム基礎剤及び被膜剤以外の使用不可
		果実又は果菜の表皮		

品名	分類	使用基準			
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限	
酢酸フェネチル	香料			着香の目的以外の使用不可	
酢酸ブチル					
酢酸ベンジル					
サッカリン	甘味料	チューインガム	0.050g/kg		
サッカリンナトリウム	甘味料		残存量	特別用途表示の許可又は承認を受けた場合はこの限りではない	
サッカリンカルシウム		こうじ漬 酢漬 たくあん漬	2.0g/kg未満		
		粉末清涼飲料	1.5g/kg未満		
		かす漬 みそ漬 しょう油漬 魚介加工品(魚肉ねり製品、つくだ煮、漬物及び缶詰又は瓶詰食品を除く)	1.2g/kg未満	サッカリンナトリウムとサッカリンカルシウムを併用する場合はそれぞれの残存量の和が基準値以上にならないこと。	
		海藻加工品 しょう油 つくだ煮 煮豆	0.50g/kg未満		
		魚肉ねり製品 シロップ 酢 清涼飲料水 ソース 乳飲料 乳酸菌飲料 氷菓	0.30g/kg未満 (5倍以上に希釈して飲用に供する清涼飲料水及び乳酸菌飲料の原料に供する乳酸菌飲料又ははっ酵乳にあつては1.5g/kg、3倍以上に希釈して使用する酢にあつては0.90g/kg)		
		アイスクリーム類 あん類 ジャム 漬物(かす漬、こうじ漬、しょう油漬、酢漬、たくあん漬及びみそ漬を除く) はっ酵乳(乳酸菌飲料の原料に供するはっ酵乳を除く) フラワーペースト類 みそ	0.20g/kg未満		
		菓子	0.10g/kg未満		
		上記以外の食品の缶詰、瓶詰及び魚介加工品の缶詰、瓶詰	0.20g/kg未満		
		サリチル酸メチル	香料		
酸化カルシウム	PH調整剤 製造用剤				
酸化デンプン	糊料				
酸化マグネシウム	吸着剤 強化剤				
三二酸化鉄	着色料	バナナ コンニャク		バナナについては果柄の部分に限る	
次亜塩素酸水	殺菌料			最終食品の完成前に除去すること	
次亜塩素酸ナトリウム	殺菌料 漂白剤			ごまに使用してはならない	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
次亜硫酸ナトリウム	漂白剤 保存料 酸化防止剤		二酸化硫黄としての 残存量	ごま、豆類及び野菜に使用して はならない 使用基準に従って当該添加物を 使用したかんぴょう、乾燥果実等 左にあげた食品を用いて製造さ れた「その他の食品」であって二 酸化硫黄としての残存量が 0.030g/kg以上残存している場合 は、その残存量以下
		かんぴょう	5.0g/kg未満	
		乾燥果実(干しぶどうを除く)	2.0g/kg未満	
		干しぶどう	1.5g/kg未満	
		コンニャク粉	0.90g/kg未満	
		乾燥じゃがいも	0.50g/kg未満	
		ゼラチン		
		デイジョンマスタード		
		果実酒(果実酒の製造に用いる酒 精分1容量パーセント以上を含有 する果実搾汁及びこれを濃縮した ものを除く)	0.35g/kg未満	
		雑酒		
		キャンデッドチェリー	0.30g/kg未満	
		糖蜜		
		糖化用タピオカでんぷん	0.25g/kg未満	
		水あめ	0.20g/kg未満	
		天然果汁(5倍以上に希釈して飲 用に供するもの)	0.15g/kg未満	
甘納豆	0.10g/kg未満			
煮豆				
えび	0.10g/kg未満(その むき身につき)			
冷凍生かに				
その他の食品 (キャンデッドチェリーの製造に用 いるさくらんぼ、ビールの製造に用 いるホップ並びに果実の製造に用 いる果汁、酒精分1容量パーセント 以上を含有する果実搾汁及びこれ を濃縮したものを除く)	0.030g/kg未満			
2,3-ジエチルピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可
2,3-ジエチル-5-メチルピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可
シクロヘキシルプロピオン酸アリ ル	香料			着香の目的以外の使用不可
L-システイン塩酸塩	酸化防止剤 製造用剤	天然果汁 パン		
5-シチジル酸二ナトリウム	調味料			
シトラール	香料			着香の目的以外の使用不可
シトロネラール				
シトロネロール				
1,8-シネオール				
ジフェニル	防かび剤		残存量	貯蔵又は運搬の用に供する容 器の中に入れる紙片に浸潤させ て使用する場合以外に使用して はならない
		グレープフルーツ レモン オレンジ類	0.070g/kg未満	
ジブチルヒドロキシトルエン(BH T)	酸化防止剤	魚介類冷凍品(生食用冷凍鮮魚 介類及び生食用冷凍かきを除く) 及び鯨冷凍品(生食用冷凍鯨肉を 除く)の浸漬液	浸漬液に対して 1g/kg*	*ブチルヒドロキシアニソールと 併用するときは、その合計量
		チューインガム	0.75g/kg	
		油脂 バター 魚介乾製品 魚介塩蔵品 乾燥裏ごしいも	0.2g/kg*	
ジベンゾイルチアミン	強化剤			
ジベンゾイルチアミン塩酸塩				

品名	分類	使用基準				
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限		
脂肪酸類	香料			着香の目的以外の使用不可		
脂肪族高級アルコール類						
脂肪族高級アルデヒド類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)						
脂肪族高級炭化水素類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)						
2,3-ジメチルピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可		
2,5-ジメチルピラジン						
2,6-ジメチルピラジン						
2,6-ジメチルピリジン						
シュウ酸	製造用剤			最終食品の完成前に除去すること		
臭素酸カリウム	小麦粉処理剤	パン(小麦粉を原料として使用するものに限る)	臭素酸として 0.030g/kg(小麦粉 1kgにつき)	最終食品の完成前に分解又は除去すること		
DL-酒石酸	酸味料					
L-酒石酸						
DL-酒石酸水素カリウム	膨張剤					
L-酒石酸水素カリウム						
DL-酒石酸ナトリウム	調味料					
L-酒石酸ナトリウム						
硝酸カリウム	発酵調製剤 発色剤	チーズ	0.20g/L(原料に供する乳1Lにつき)			
硝酸ナトリウム		清酒	0.10g/L(酒母1Lにつき)			
		食肉製品 鯨肉ベーコン	0.070g/kg未満(亜硝酸根としての最大残存量)			
食用赤色2号(別名アマランス)及びそのアルミニウムレーキ	着色料			下記の食品に使用してはならない カステラ きなこ 魚肉漬物 鯨肉漬物 こんぶ類 しょう油 食肉 食肉漬物 スポンジケーキ 鮮魚介類(鯨肉を含む) 茶 のり類 マーマレード 豆類 みそ めん類(ワンタンを含む) 野菜 わかめ類		
食用赤色3号(別名エリスロシン)及びそのアルミニウムレーキ						
食用赤色40号(別名アルラレッドAC)及びそのアルミニウムレーキ						
食用赤色102号(別名ニューコクシン)						
食用赤色104号(別名フロキシソ)						
食用赤色105号(別名ローズベンガル)						
食用赤色106号(別名アシッドレッド)						
食用黄色4号(別名タートラジン)及びそのアルミニウムレーキ						
食用黄色5号(別名サンセットイエローFCF)及びそのアルミニウムレーキ						
食用緑色3号(別名ファストグリーンFCF)及びそのアルミニウムレーキ						
食用青色1号(別名ブリリアントブルーFCF)及びそのアルミニウムレーキ						
食用青色2号(別名インジゴカルミン)及びそのアルミニウムレーキ						
ショ糖脂肪酸エステル		乳化剤				
シリコーン樹脂		消ほう剤			0.050g/kg	消ほうの目的以外の使用不可
シンナミルアルコール	香料			着香の目的以外の使用不可		
シンナムアルデヒド						
水酸化カリウム	製造用剤			最終食品の完成前に中和又は除去すること		
水酸化カルシウム	強化剤 製造用剤		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る		
水酸化ナトリウム	製造用剤			最終食品の完成前に中和又は除去すること		

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
水酸化マグネシウム	強化剤 pH調整剤 色調安定剤			
水溶性アナトー	着色料			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない
スクラロース	甘味料	砂糖代替食品(コーヒー、紅茶等に直接加え、砂糖に代替する食品として用いられるもの)	12g/kg	特別用途表示の許可又は承認を受けた場合はこの限りではない
		チューインガム	2.6g/kg	
		菓子(除くチューインガム)	1.8g/kg	
		生菓子		
		ジャム	1.0g/kg	
		清酒、合成清酒 果実酒、雑酒 清涼飲料水 乳飲料 乳酸菌飲料 (希釈して飲用に供する飲料水は、希釈後の飲料水)	0.40g/kg	
		その他の食品	0.58g/kg	
ステアリン酸カルシウム	製造用剤 強化剤			
ステアリン酸マグネシウム	製造用剤			特定保健用食品たるカプセル剤及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない
ステアロイル乳酸カルシウム	乳化剤		ステアロイル乳酸カルシウムとして	ステアロイル乳酸カルシウムとステアロイル乳酸ナトリウムを併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和がステアロイル乳酸カルシウムとしての基準値以下でなければならない
ステアロイル乳酸ナトリウム		ミックスパウダー		
		生菓子(米を原料としたもの)製造	10g/kg	
		スポンジケーキ、バターケーキ、蒸しパン製造用	8.0g/kg	
		菓子(小麦粉を原料とし、油脂で処理したもの)、パン製造用	5.5g/kg	
		菓子(小麦粉を原料とし、ばい焼したもの)製造用	5.0g/kg	
		蒸しまんじゅう(小麦粉を原料としたもの)製造用	2.5g/kg	
		生菓子(米を原料とするもの)	6.0g/kg	
		スポンジケーキ、バターケーキ及び蒸しパン	5.5g/kg	
		めん類(即席めん及び乾めんを除く)	(ゆでめんとして) 4.5g/kg	
	菓子(小麦粉を原料とし、ばい焼又は油脂で処理したもの)	4.0g/kg		
	パン マカロニ類(乾めん)			
	蒸しまんじゅう(小麦粉を原料としたもの)	2.0g/kg		
ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤			
D-ソルビトール	製造用剤 甘味料			

品名	分類	使用基準			
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限	
ソルビン酸	保存料		ソルビン酸として	チーズにあつては、プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、又はプロピオン酸ナトリウムを併用する場合は、ソルビン酸としての使用量及びプロピオン酸としての使用量の合計量が3.0g/kg以下。 みそ漬の漬物にあつては、原料のみそに含まれるソルビン酸及びその塩類の量を含めてソルビン酸量として1.0g/kg以下。 この項でいうフラワーペースト類の原料には、いも類、豆類及び野菜類を含める。 マーガリンにあつては、安息香酸、安息香酸ナトリウムを併用する場合は、ソルビン酸としての使用量と安息香酸としての使用量の合計量が1.0g/kg以下。	
ソルビン酸カリウム		チーズ	3.0g/kg		
ソルビン酸カルシウム		うに 魚肉ねり製品(魚肉すり身を除く) 鯨肉製品 食肉製品	2.0g/kg		
		いかくん製品 たこくん製品	1.5g/kg		
		あん類 かす漬・こうじ漬・塩漬・しょう油漬・みそ漬の漬物 キャンデッドチェリー 魚介乾製品(いかくん製品及びたこくん製品を除く) ジャム シロップ たくあん漬(一丁漬及び早漬を除く)	1.0g/kg		
		つくだ煮 煮豆 ニョッキ フラワーペースト類 マーガリン みそ	1.0g/kg		
		ケチャップ 酢漬の漬物 スープ(ポタージュスープは除く) たれ つゆ 干しすもも	0.50g/kg		
		甘酒(3倍以上に希釈して飲用に供するものに限る) はっ酵乳(乳酸菌飲料の原料に供するものに限る)	0.30g/kg		
		果実酒 雑酒	0.20g/kg		
		乳酸菌飲料(殺菌したものを除く)	0.050g/kg (乳酸菌飲料の原料に供するものにあつては0.30g/kg)		
		(以下、ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウムに限る)			
		菓子の製造に用いる果実ペースト(果実をすり潰し、又は裏ごしてペースト状にしたもの) 菓子の製造に用いる果汁	1.0g/kg		
炭酸アンモニウム		膨張剤			
炭酸カリウム		製造用剤			
炭酸カルシウム	強化剤 製造用剤		カルシウムとして 10%(特別用途表示の食品を除く) 1.0%(特別用途表示の食品を除く)		
炭酸水素アンモニウム	膨張剤				
炭酸水素ナトリウム					
炭酸ナトリウム	製造用剤				
炭酸マグネシウム	製造用剤 強化剤				
チアベンダゾール(TBZ)	防かび剤		最大残存量		
		かんきつ類	0.010g/kg		
		バナナ	0.0030g/kg		
		バナナの果肉	0.0004g/kg		
チアミン塩酸塩	強化剤				
チアミン硝酸塩					
チアミンセチル硫酸塩					
チアミンチオシアン酸塩					
チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩					
チアミンラウリル硫酸塩					
チオエーテル類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)	香料				
			着香の目的以外の使用不可		

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
チオール類(別名チオアルコール類)(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)	香料			着香の目的以外での使用不可
着色料(科学的合成品を除く)	着色料			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない ただし、のり類に使用する金は除く
L-テアニン	調味料 強化剤			
デカナール	香料			着香の目的以外での使用不可
デカノール				
デカン酸エチル				
鉄クロロフィリンナトリウム	着色料			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない
5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	香料			着香の目的以外での使用不可
2,3,5,6-テトラメチルピラジン	保存料	チーズ バター マーガリン	デヒドロ酢酸として 0.50g/kg	
デヒドロ酢酸ナトリウム				
テルピネオール	香料			着香の目的以外での使用不可
テルペン系炭化水素類	糊料		2.0%	カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、デンプングリコール酸ナトリウム及びメチルセルロースの1種以上と併用する場合はその使用量の和が食品の2.0%以下
デンプングリコール酸ナトリウム				
銅クロロフィリンナトリウム	着色料		銅として	
		こんぶ(無水物)	0.15g/kg	
		野菜類又は果実類の貯蔵品	0.10g/kg	
		シロップ	0.064g/kg	
		チューインガム	0.050g/kg	
		魚肉ねり製品(魚肉すり身を除く)	0.040g/kg	
		あめ類	0.020g/kg	
		チョコレート	0.0064g/kg	
		生菓子(菓子パンを除く)	0.0064g/kg	
		みつ豆缶詰又はみつ豆合成樹脂製容器包装詰中の寒天	0.0004g/kg	
銅クロロフィル	着色料		銅として	
		こんぶ(無水物)	0.15g/kg	
		野菜類又は果実類の貯蔵品	0.10g/kg	
		チューインガム	0.050g/kg	
		魚肉ねり製品(魚肉すり身を除く)	0.030g/kg	
		生菓子(菓子パンを除く)	0.0064g/kg	
		チョコレート	0.0010g/kg	
		みつ豆缶詰又はみつ豆合成樹脂製容器包装詰中の寒天	0.0004g/kg	
d α -トコフェロール(ビタミンE)	酸化防止剤			酸化防止の目的以外での使用不可 ただし、 β -カロチン、ビタミンA、ビタミンA脂肪酸エステル及び流動パラフィンの製剤中に含まれる場合はこの限りではない
トコフェロール酢酸エステル	強化剤	特定保健用食品・栄養機能食品	150mg未満/当該食品1日摂取目安量 (α -トコフェロールとして)	特定保健用食品・栄養機能食品以外使用不可
d α -トコフェロール酢酸エステル				
DL-トリプトファン	調味料			
L-トリプトファン	強化剤			
トリメチルアミン	香料			着香の目的以外での使用不可
2,3,5-トリメチルピラジン	香料			着香の目的以外での使用不可
DL-トレオニン	調味料			

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
L-トトレオニン ナイシン	強化剤 保存料		ナイシンAを含むポリペプチドとして	
		食肉製品 チーズ(プロセスチーズを除く) ホイップクリーム類(乳脂肪分を主成分とする食品を主要原料として泡立てたもの)	0.0125g/kg	特別用途表示の許可又は承認を受けた場合はこの限りではない
		ソース類 ドレッシング マヨネーズ	0.010g/kg	
		プロセスチーズ 洋菓子	0.00625g/kg	
		卵加工品 味噌	0.0050g/kg	
		洋生菓子(穀類及びでん粉を主原料としたもの)	0.0030g/kg	
ナタマイシン	製造用剤	ナチュラルチーズ(ハード及びセミハードの表面部分に限る)	0.020g/kg未満	
ナトリウムメトキシド	製造用剤			最終食品の完成前にナトリウムメトキシドを分解し、これによって生成するメタノールを除去すること 保存基準:密封容器に入れ、保存する
ニコチン酸 ニコチン酸アミド	強化剤 製造用剤			食肉及び鮮魚介類(鯨肉を含む)に使用してはならない
二酸化硫黄	漂白剤 保存料 酸化防止剤		二酸化硫黄としての残存量	ごま、豆類及び野菜に使用してはならない 使用基準に従って当該添加物を使用したかんぴょう、乾燥果実等左にあげた食品を用いて製造加工された「その他の食品」であって二酸化硫黄としての残存量が0.030g/kg以上残存している場合は、その残存量以下
		かんぴょう	5.0g/kg未満	
		乾燥果実(干しぶどうを除く)	2.0g/kg未満	
		干しぶどう	1.5g/kg未満	
		コンニャク粉	0.90g/kg未満	
		乾燥じゃがいも ゼラチン ディジョンマスタード	0.50g/kg未満	
		果実酒(果実酒の製造に用いる酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.35g/kg未満	
		雑酒		
		キャンデッドチェリー	0.30g/kg未満	
		糖蜜		
		糖化用タピオカでんぷん	0.25g/kg未満	
		水あめ	0.20g/kg未満	
		天然果汁(5倍以上に希釈して飲用に供するもの)	0.15g/kg未満	
		甘納豆 煮豆	0.10g/kg未満	
		えび 冷凍生かに その他の食品(キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビール製造に用いるホップ並びに果実酒に用いる果汁、酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.10g/kg未満(そのむき身につつき) 0.030g/kg未満	
二酸化塩素 二酸化ケイ素	小麦粉処理剤 製造用剤	小麦粉		ろ過助剤の目的以外の使用不可 最終食品の完成前に除去すること
微粒二酸化ケイ素	製造用剤		2.0% (特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤以外の食品にケイ酸カルシウムと併用する場合は、それぞれの使用量の和)	母乳代替食品及び離乳食に使用してはならない
二酸化炭素	製造用剤			

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
二酸化チタン	着色料			着色の目的以外の使用不可 カステラ、きなこ、魚肉漬物、鯨肉漬物、こんぶ類、しょう油、食肉、食肉漬物、スポンジケーキ、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、マーメイド、豆類、みそ、めん類(ワンタンを含む)、野菜及びわかめ類に使用してはならない
乳酸	酸味料			
乳酸カリウム	調味料			
乳酸カルシウム	強化剤		カルシウムとして 1.0%(特別用途表示の食品を除く)	
乳酸鉄	強化剤			
乳酸ナトリウム	調味料			
γ-ノナラクトン	香料			着香の目的以外の使用不可
ノルピキシンカリウム	着色料			こんぶ類、食肉、鮮魚介類(鯨肉を含む)、茶、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない
ノルピキシンナトリウム				
バニリン	香料			着香の目的以外の使用不可
パラオキシ安息香酸イソブチル	保存料		パラオキシ安息香酸として	
パラオキシ安息香酸イソプロピル		しょう油	0.25g/L	
パラオキシ安息香酸エチル		果実ソース	0.20g/kg	
パラオキシ安息香酸ブチル		酢	0.10g/L	
パラオキシ安息香酸プロピル		清涼飲料水 シロップ	0.10g/kg	
		果実及び果菜の表皮	0.012g/kg	
パラメチルアセトフェノン	香料			着香の目的以外の使用不可
L-バリン	調味料 強化剤			
バレラルデヒド	香料			着香の目的以外の使用不可
パントテン酸カルシウム	強化剤		カルシウムとして 1.0%(特別用途表示の食品を除く)	
パントテン酸ナトリウム	強化剤			
ビオチン	強化剤	調整粉乳 母乳代替食品 特定保健用食品・栄養機能食品	10µg/100kcal	
L-ヒスチジン塩酸塩	強化剤			
ビスベンチアミン				
ビタミンA				
ビタミンA脂肪酸エステル	強化剤			保存基準: 遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換して保存する
ビタミンA油(油性ビタミンA脂肪酸エステル)				
ヒドロキシシトロネラル	香料			着香の目的以外の使用不可
ヒドロキシシトロネラルジメチルアセタール				
ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	糊料			
ヒドロキシプロピルセルロース	製造用剤			
ヒドロキシプロピルデンプン	糊料			
ヒドロキシプロピルメチルセル	製造用剤			
ピペリジン	香料			着香の目的以外の使用不可
ピペロナール	香料			着香の目的以外の使用不可
ピペロニルブトキッド	防虫剤	穀類	0.024g/kg	
ヒマワリレシチン	乳化剤			
氷酢酸	酸味料			
ピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可
ピリドキシン塩酸塩	強化剤			
ピリメタニル	防かび剤	あんず おうとう かんぎつ類(みかんを除く。) すもも もも 西洋なし マルメロ りんご	0.010g/kg 0.014g/kg	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
ピロ亜硫酸カリウム	漂白剤 保存料 酸化防止剤	二酸化硫黄としての残存量		
ピロ亜硫酸ナトリウム		かんぴょう	5.0g/kg未満	ごま、豆類及び野菜に使用してはならない
		乾燥果実(干しぶどうを除く)	2.0g/kg未満	
		干しぶどう	1.5g/kg未満	
		コンニャク粉	0.90g/kg未満	使用基準に従って当該添加物を使用したかんぴょう、乾燥果実等左にあげた食品を用いて製造加工された「その他の食品」であって二酸化硫黄としての残存量が0.030g/kg以上残存している場合は、その残存量以下
		乾燥じゃがいも	0.50g/kg未満	
		ゼラチン		
		ディジョンマスタード		
		果実酒(果実酒の製造に用いる酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.35g/kg未満	
		雑酒		
		キャンデッドチェリー	0.30g/kg未満	
		糖蜜		
		糖化用タピオカでんぷん	0.25g/kg未満	
		水あめ	0.20g/kg未満	
		天然果汁(5倍以上に希釈して飲用に供するもの)	0.15g/kg未満	
	甘納豆	0.10g/kg未満		
	煮豆			
	えび	0.10g/kg未満(そのむき身につつき)		
	冷凍生かに			
	その他の食品(キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビール製造に用いるホップ並びに果実酒に用いる果汁、酒精分1容量パーセント以上を含有する果実搾汁およびこれを濃縮したものを除く)	0.030g/kg未満		
ピロリジン	香料			着香の目的以外の使用不可
ピロリン酸四カリウム	製造用剤			
ピロリン酸二水素カルシウム	製造用剤 強化剤		カルシウムとして1.0% (特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る
ピロリン酸二水素二ナトリウム	製造用剤			
ピロリン酸第二鉄	強化剤			
ピロリン酸四ナトリウム	製造用剤			
ピロール	香料			着香の目的以外の使用不可
L-フェニルアラニン	調味料 強化剤			
フェニル酢酸イソアミル	香料			着香の目的以外の使用不可
フェニル酢酸イソブチル				
フェニル酢酸エチル				
2-(3-フェニルプロピル)ピリジン				
フェネチルアミン				
フェノールエーテル類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)				
フェノール類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)	香料			着香の目的以外の使用不可
フェロシアン化物 フェロシアン化カリウム フェロシアン化カルシウム フェロシアン化ナトリウム	固結防止剤	食塩	無水フェロシアン化ナトリウムとして 0.020g/kg	これらを併用する場合はその合計量
ブタノール	香料			着香の目的以外の使用不可
ブチルアミン				
ブチルアルデヒド	香料			着香の目的以外の使用不可
ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	酸化防止剤	魚介冷凍品(生食用冷凍鮮魚介類及び生食用冷凍かきを除く)及び、鯨冷凍品(生食用鯨冷凍品を除く)の浸漬液	浸漬液に対して 1g/kg	ジブチルヒドロキシルエンと併用するときはその合計量
		油脂 バター 魚介乾製品 魚介塩蔵品 乾燥裏ごしいも	0.2g/kg	
フマル酸	酸味料			
フマル酸一ナトリウム	調味料			

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
フルジオキシニル	防かび剤	キウイー	0.020g/kg	
		かんきつ類(みかんを除く)	0.010g/kg	
		あんず(種子を除く)	0.0050g/kg	
		おうとう(種子を除く)		
		ざくろ		
		すもも(種子を除く)		
		西洋なし		
		ネクタリン(種子を除く)		
		びわ		
		マルメロ		
もも(種子を除く)				
りんご				
フルフラール及びその誘導体(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)	香料			着香の目的以外の使用不可
プロパノール	香料			着香の目的以外の使用不可
プロピオンアルデヒド				
プロピオン酸	保存料		プロピオン酸として	チーズにあつては、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム又はソルビン酸カルシウムを併用する場合は、プロピオン酸としての使用量及びソルビン酸としての使用量の合計量が3.0g/kg以下
		チーズ	3.0g/kg	
		パン 洋菓子	2.5g/kg	
	香料			着香の目的以外の使用不可
プロピオン酸イソアミル	香料			着香の目的以外の使用不可
プロピオン酸エチル				
プロピオン酸カルシウム	保存料		プロピオン酸として	チーズにあつては、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム又はソルビン酸カルシウムを併用する場合は、プロピオン酸としての使用量及びプロピオン酸としての使用量の合計量が3.0g/kg以下
プロピオン酸ナトリウム		チーズ	3.0g/kg	
		パン 洋菓子	2.5g/kg	
プロピオン酸ベンジル	香料			着香の目的以外の使用不可
プロピレングリコール	製造用剤 品質保持剤	生めん いかくん製品	2.0%	
		ギョウザ、シュウマイ、春巻き及び ワンタンの皮	1.2%	
		その他の食品	0.60%	
プロピレングリコール脂肪酸エステル	乳化剤			
粉末ビタミンA	強化剤			保存基準：遮光した密封容器に入れ、保存する
ヘキサン	製造用剤			食用油製造の際の油脂の抽出に限る 最終食品の完成前に除去すること
ヘキサン酸	香料			着香の目的以外の使用不可
ヘキサン酸アリル				
ヘキサン酸エチル				
ヘプタン酸エチル				
1-ベリルアルデヒド				
ペンジリアルコール	香料			着香の目的以外の使用不可
ベンズアルデヒド				
2-ペンタノール				
trans-2-ペンテナール				
1-ペンテン-3-オール				
芳香族アルコール類				
芳香族アルデヒド類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)	香料			着香の目的以外の使用不可
没食子酸プロピル	酸化防止剤	油脂	0.20g/kg	
		バター	0.10g/kg	
ポリアクリル酸ナトリウム	糊料		0.20%	
ポリイソブチレン	チューインガム 基礎剤	チューインガム		チューインガム基礎剤以外の用途に使用不可

品名	分類	使用基準			
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限	
ポリソルベート20	乳化剤	ポリソルベート80として			
ポリソルベート60		カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品	25g/kg	ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65若しくはポリソルベート80の1種以上を併用する場合には、それぞれの使用量の和がポリソルベート80として基準値以下でなければならない。	
ポリソルベート65		ココア及びチョコレート製品 ショートニング 即席麺の添付調味料 ソース類 チューインガム 乳脂肪代替食品	5.0g/kg		
ポリソルベート80		アイスクリーム類 菓子の製造に用いる装飾品(糖を主成分とするものに限る。) 加糖ヨーグルト ドレッシング マヨネーズ ミックスパウダー(焼菓子及び洋生菓子の製造に用いるものに限る。) 焼菓子(洋菓子に限る。) 洋生菓子	3.0g/kg		
		あめ類 スープ フラワーペースト(ココア及びチョコレートを主要原料とし、これに砂糖、油脂、粉乳、卵、小麦粉等を加え、加熱殺菌してペースト状とし、パン又は菓子に充てん又は塗布して食用に供するものに限る。) 氷菓	1.0g/kg		
		海藻の漬物 チョコレートドリンク 野菜の漬物	0.50g/kg		
		非熟成チーズ	0.080g/kg		
		海藻の缶詰及び瓶詰 野菜の缶詰及び瓶詰	0.030g/kg		
		その他の食品	0.020g/kg		
ポリビニルピロリドン		糊料	カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品		
ポリビニルポリピロリドン	製造用剤				ろ過助剤以外の用途に使用不可 最終食品の完成前に除去すること
ポリブテン	チューインガム 基礎剤	チューインガム		チューインガム基礎剤以外の用途に使用不可	
ポリリン酸カリウム	製造用剤				
ポリリン酸ナトリウム					
d-ボルネオール	香料			着香の目的以外の使用不可	
マルトール					
D-マンニトール	粘着防止剤	ふりかけ類(顆粒を含むものに限る)	50%(顆粒部分に対して)	塩化カリウム及びグルタミン酸塩を配合して調味の目的で使用する場合(D-マンニトールが塩化カリウム及びグルタミン酸塩及びD-マンニトールの合計量の80%以下である場合には、この限りではない)	
		あめ類	40%		
		らくがん	30%		
		チューインガム	20%		
		つくだ煮(こんぶを原料とするものに限る)	25%(残存量)		
メタリン酸カリウム	製造用剤				
メタリン酸ナトリウム					
DL-メチオニン	調味料 強化剤				
L-メチオニン					
N-メチルアントラニル酸メチル	香料			着香の目的以外の使用不可	
5-メチルキノキサリン					
6-メチルキノリン					
5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン	香料			着香の目的以外の使用不可	
メチルセルロース	糊料		2.0%	カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの1種以上と併用する場合は、その使用量の和が食品の2.0%以下	
1-メチルナフタレン				着香の目的以外の使用不可	

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
メチルβ-ナフチルケトン	香料			着香の目的以外の使用不可
2-メチルピラジン				
2-メチルブタノール				
3-メチル-2-ブタノール				
2-メチルブチルアルデヒド				
<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	香料			着香の目的以外の使用不可
3-メチル-2-ブテナール				
3-メチル-2-ブテノール				
メチルヘスペリジン	強化剤			
<i>d</i> -メントール	香料			着香の目的以外の使用不可
<i>l</i> -メントール				
モルホリン脂肪酸塩	被膜剤	果実又は果菜の表皮		被膜剤の用途以外に使用不可
葉酸	強化剤			
酪酸	香料			着香の目的以外の使用不可
酪酸イソアミル				
酪酸エチル				
酪酸シクロヘキシル				
酪酸ブチル				
ラクトン類(ただし、毒性が激しいと一般に認められるものを除く。)				
L-リシンL-アスパラギン酸塩	調味料			
L-リシン塩酸塩	強化剤			
L-リシンL-グルタミン酸塩				
リナロール	香料			着香の目的以外の使用不可
5'-リボヌクレオチドカルシウム	調味料			
5'-リボヌクレオチドナトリウム				
リボフラビン	強化剤			
リボフラビン酪酸エステル	着色料			
リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム				
硫酸	製造用剤			最終食品の完成前に中和又は除去すること
硫酸亜鉛	強化剤	母乳代替食品	標準調乳濃度に調乳したとき亜鉛として6.0mg/L(厚生大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除く)	
硫酸アルミニウムアンモニウム	膨張剤			みそに使用してはならない
硫酸アルミニウムカリウム	製造用剤			
硫酸アンモニウム	製造用剤			
硫酸カリウム	調味料			
硫酸カルシウム	強化剤 豆腐用凝固剤		カルシウムとして1.0%(特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る
硫酸第一鉄	製造用剤 強化剤			
硫酸銅	強化剤	母乳代替食品	標準調乳濃度に調乳したとき銅として0.60mg/L(厚生大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除く)	
硫酸ナトリウム	製造用剤			
硫酸マグネシウム	製造用剤 豆腐用凝固剤 強化剤			
流動パラフィン	製造用剤	パン	残存量 0.10%未満	パン生地を自動分割機により分割する際及びびい焼する際の離型の目的に限る
DL-リンゴ酸	酸味料			
DL-リンゴ酸ナトリウム	調味料			
リン酸	製造用剤			
リン酸架橋デンプン	糊料			
リン酸化デンプン				
リン酸三カリウム	製造用剤			

品名	分類	使用基準		
		使用できる食品等*	使用量等の最大限	使用制限
リン酸三カルシウム	製造用剤 強化剤		カルシウムとして1.0% (特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る
リン酸水素ニアンモニウム	製造用剤			
リン酸二水素アンモニウム				
リン酸水素ニカリウム				
リン酸二水素カリウム				
リン酸一水素カルシウム	製造用剤 強化剤		カルシウムとして1.0% (特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る
リン酸一水素マグネシウム	製造用剤 強化剤			
リン酸二水素カルシウム	製造用剤 強化剤		カルシウムとして1.0% (特別用途表示の食品を除く)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養目的に限る
リン酸水素ニナトリウム	製造用剤			
リン酸二水素ナトリウム				
リン酸三ナトリウム				
リン酸三マグネシウム	製造用剤 強化剤			
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	糊料			
レシチン	乳化剤			
酸性白土	製造用剤		残存量 0.50%(2物質以上使用する場合はその合計量)	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合以外は使用不可
カオリン				
ベントナイト				
タルク	製造用剤 チューインガム 品質改良剤		チューインガムにタルクのみを使用する場合は5.0%	
砂	製造用剤			
ケイソウ土				
パーライト				
これらに類似する不溶性の鉱物性物質				